「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」、 「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)」 に関する意見募集について

平成22年5月7日(金)から6月5日(土)まで意見募集を実施したところ、合計20件の御意見・御提案が寄せられた。 主な御意見・御提案は以下のとおり。(同趣旨の御意見・御提案はまとめて掲載)

1 「臓器の移植に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)」に対する御意見・御提案

	主な御意見	厚生労働省の考え方(案)
	省令においては、小児脳死判定基準の詳細が示されていないので	省令においては、脳死判定を行うことができる要件や脳死判定の判定項目
1	はないか。	等について規定し、判定の具体的な手順についてはガイドライン等において
		規定しております。
	過去の文献に掲載された症例報告からは、小児脳死判定基準に関	省令・ガイドライン案では、厚生労働科学研究において収集された医学的
2	する妥当性はまだ十分に検証されておらず、小児での脳死判定基準	知見をもとに、専門家による御意見も踏まえて脳死判定基準を規定しており
	は100%確実ではないのではないか。	ます。
3	小児の生存の可能性に配慮して、小児の臓器摘出には特段の配慮	法的脳死判定の間隔を6歳未満は24時間(6歳以上は6時間)とするな
	をすべきです。脳死判定にも慎重を期すべきです。	ど、小児の特性を踏まえた脳死判定基準としております。

2 「臓器の移植に関する法律の運用に関する指針(ガイドライン)の一部改正(案)」に対する御意見・御提案

	主な御意見	厚生労働省の考え方(案)
	【ガイドライン第1関係】	知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難となる障害を有
	知的障害者等からの臓器摘出は当面見合わせるとなっているが、	する方については、改正法の国会審議における提案者の答弁を踏まえ、現行
	「当面」では今後変わる可能性があることを十分含んでいるように	ガイドラインの基本を維持することとしたものです。
	思います。	
	意思表示困難な知的障害者の範囲があいまいです。手帳の取得の	ガイドライン案では「主治医等が家族等に対して病状や治療方針の説明を
	有無が障害の有無を分けるとすると、知的障害がとても限定的にな	行う中で、患者が知的障害者等の臓器提供に関する有効な意思表示が困難と
1	ってしまいます。	なる障害を有する者であることが判明した場合においては、年齢に関わら
		ず、当面、その者からの臓器摘出は見合わせること」と規定しており、手帳
		の有無だけではなく、個別の事情に応じて慎重に判断していただくこととし
		ております。
	免許証に意思の有無を記載とのことですが、5年前の意思表示を	意思表示カードや免許証等への意思表示については、いつでも変更するこ
	そのまま認めることは無理があると思います。いつの意思表示か、	とができますので、御意見も踏まえ、意思表示方法等に関する周知に努めて
	少なくとも毎年、その年ごとの意思の有無を問うべきです。	まいります。
	【ガイドライン第5関係】	改正法の附則第5項の趣旨を踏まえれば、病気や事故の場合であっても、
	虐待ではない児童からの提供について、提供の機会を平等に与える	当該児童について虐待が行われた疑いがあるかどうかを虐待対応のための
	ことも必要と思われるので、「病死あるいは事故死であり、明らか	院内体制の下で確認することが必要と考えております。
2	に虐待ではない場合を除いて」という文面を追加してはどうか。	
	眼球(角膜)においては、必ずしも児童虐待に対する院内体制が	改正法の附則第5項は、心停止後の死後の臓器提供の場合も対象としてい
	整っていない悪性腫瘍を中心に診察している施設等からの提供も	ます。したがって、改正法の施行後は、御指摘のような院内体制が整ってい
	あるのが現状である。今後、このような施設等においては虐待が行	ない施設等においては、虐待が行われていたかどうかの確認ができないこと
	われていたかどうかの確認ができないことから、提供意思を尊重で	から、臓器提供を行うことはできないと考えております。
	きないということになるのではないか。	

	被虐待児の判断は難しい。書面による机上の判断ではなく、臨床経験のある者がよく観察し、慎重に行う必要がある。	ガイドライン案では、児童からの臓器提供を行う施設に必要な体制や、そ の院内体制の下で虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認すること等を
		規定しています。
3	【ガイドライン第6関係】 「第2条第2項各号の項目のうち第5号の『自発呼吸の消失』を除	_
	く」は意味不明であったが、改正案では内容が明瞭となった。	
	本人の意思が不明の場合の取扱いについて明らかでありません。	基本的には、臓器提供の現場において、必要な確認手続をしっかり行うこ
	拒否の意思があとでわかった場合はどうするか、明示するべきで	とが大切であると考えており、ガイドライン案では、コーディネーターは、
	क ं.	臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がない
		ことの表示については、十分注意して確認していただく旨規定しています。
		また、これらの意思表示は書面によらないものも有効であることから、
		(社)日本臓器移植ネットワークのホームページより、システムを用いて登
		録すること等についても、周知してまいりたいと考えています。
4	【ガイドライン第7関係】	改正法に係る国会審議の過程において、脳死が人の死であるのは、改正後
	「一般の脳死判定については、従前通りの取扱い」とあるが、「従	においても改正前と同様、臓器移植に関する場合だけであり、一般の医療現
	来どおり」とは、医療の発展や解釈の変遷により、変わってくるこ	場で一律に脳死を人の死とするものではない、との説明が行われていること
	とを意味すると思います。そうであれば、長期脳死患者も、脳死だ	を踏まえ、一般の脳死判定については、従前通りの取扱いとしたものです。
	から死と判定され、治療の継続が不可能になることもあるのでは、	
	と危惧します。	

3 その他、臓器移植に関する御意見・御提案

	主な御意見	厚生労働省の考え方(案)
1	法改正によって、一律に脳死は人の死と決まったのではないこと	改正法に係る国会審議の過程において、脳死が人の死であるのは、改正後
	を明記すべき。	においても改正前と同様、臓器移植に関する場合だけであり、一般の医療現
		場で一律に脳死を人の死とするものではない、との説明が行われていること
	長期脳死の事例等からは、脳死が人の死であることは証明できな	を踏まえ、1月14日に発出した改正法の施行通知にその旨を明記する等、
	いのではないか。	その周知を図っているところです。
2	15 歳未満の子どもの意見表明を担保する方策を考えるべきでは	臓器を提供する意思がないこと又は法に基づく脳死判定に従う意思がな
	ないか。	いことの表示は、年齢に関わらず有効であると解されることから、15 歳未満
		の方に対する意思表示方法等の普及啓発にも取り組んでまいります。
	虐待を見落とすと、虐待した親が罪悪感や贖罪の気持ちから、子	改正法附則第5項を踏まえ、ガイドライン案の第5において虐待を受けた
3	どもの臓器提供を承諾することもあるのではないか。	児童への対応等に関する事項に係る規定を設けることとしました。
4	コーディネーターの教育をしっかりお願いしたい。	改正法の施行に伴い、コーディネーターの業務内容も一部変わることとな
		ることも踏まえ、研修を行うこととしております。
	国際移植学会の宣言および WHO の指針が出ており、渡航移植では	御指摘のような法的な義務づけは困難ですが、ガイドライン案の第6にお
	なく、我が国における脳死下での臓器提供の促進が急務である。	いて、主治医等が、家族等の脳死についての理解の状況等を踏まえ、臓器提
5	尊い、善意の臓器提供を促進するには、ポテンシャルドナーが発生	供の機会があること等を告げる旨、標準的な手順として示しています。
	した場合には「主治医から患者様ご家族への臓器提供に関する情報	
	提供」を義務づけるべきではないか。	
6	脳死臓器移植が推進され、臓器提供したい人の意思が十分に活か	改正法においても、国及び地方公共団体は移植医療に関する啓発及び知識
	されますよう、また国民に対して誤解や偏見を与えることがないよ	の普及に必要な施策を講ずるものとされていることを踏まえ、移植医療に関
	う、ガイドラインの改正にあたり十分な説明を付していただくよう	する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、臓器提供の意思がある方及
	希望します。	び意思がない方双方のご意思が尊重されるよう、意思表示方法等の普及にも
		取り組んでまいります。
	L	L